

留 住 号

平成26年 3月20日

地区連絡員 様

留寿都村長 場 谷 常 八
【公印省略】

野犬掃とうの実施について（通知）

留寿都村畜犬取締及び野犬掃とう条例（平成4年条例第8号）第8条に基づき、
下記のとおり実施するので通知します。

下記の実施期間中においてけい留されていない犬については、掃とうを行いますので、飼育者による畜犬のけい留の徹底について貴地区内にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 実施期間 自 平成26年 4月 1日
至 平成27年 3月31日
2. 実施区域 留寿都村全域
3. 実施方法 捕獲及び処分

（住民福祉課住民福祉係：佐藤）